

○「議案第98号 南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事委託等契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

＊南武線稲田堤駅周辺の事業用地確保に伴う共同ビルの解体工事費用について

南武線稲田堤駅の自由通路新設及び橋上駅舎化に係る工事費用の中に、鉄道施設に近接する共同ビルの解体工事も含まれている。

＊解体工事を含む全体の施工計画における住民への周知方法及び周知時期について

本議案が可決された後、まずはＪＲ東日本との施工協定の締結に向けて取り組んでいきたいと考えている。その後、施工業者が決まり、施工計画が明らかになった段階で、施工時における踏切付近の安全対策や工事の内容等について、住民への説明会を今年の秋頃をめどに開催したいと考えている。

＊南武線稲田堤駅前における乱横断への対策について

歩行者が横断歩道以外を横断する乱横断への対策については、これまでも交通管理者等と横断歩道の設置について協議を行ってきたが、交通管理者等からは、踏切の直近に設置することは困難であるとの見解が示されている。今後整備を進めていく中で、安全対策について改めて交通管理者等と協議していききたいと考えている。

＊南武線稲田堤駅舎工事に伴う自動改札機の増設について

自動改札機については、自由通路に面した1か所の改札口に4台設置する予定であると伺っている。また、自動改札機の設置数は、ＪＲ東日本からはピーク時の利用人数等を基に算出していると伺っている。増設については、ＪＲ東日本に伝えていく。

＊南武線稲田堤駅周辺の案内掲示板の設置について

駅周辺の案内掲示板については、現在、多摩区役所が管理する案内掲示板が駅前に設置されているが、自由通路完成後は、自由通路内に設置する予定である。なお、移設費用は、自由通路の工事に含まれている。

＊広告付きの案内掲示板を設置することについて

案内掲示板を自由通路に設置する場合については、本市が設置・管理することになる。広告付きの案内掲示板については、現在、川崎駅北口や武蔵溝ノ口駅での事例を参考に、今後検討していきたいと考えている。

《意見》

＊南武線稲田堤駅における自動改札機の増設をＪＲ東日本に要望するとともに、朝夕の利用者が多い時間帯については、花火大会等の混雑時と同様に設置している可動式の自動改札機を設置する等の対応も併せて検討してほしい。

＊広告付きの案内掲示板の設置については、本市の財源確保の一助になることから積極的に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 99 号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

＊市道路線の認定における要件及び確認方法について

私道を市道として認定するためには、公道と公道が接続する幅員 4 メートル以上の道路であることと、排水施設の整備が必要である。議案として提案している認定路線については、全て現地を確認し、要件を満たしているものである。

《意見》

＊中原区小杉町 2 丁目地区内小杉町第 207 号線及び第 208 号線の認定については、開発に伴う宅地造成事業により新設された道路であるが、隣接する敷地においてマンションを建設する際に、下水道等のインフラの整備が円滑にできなかったと伺っている。そのため、市道路線の認定に当たっては、まちづくり局と連携し、工事地域以外の市民に対しても周知してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 11 号 「（仮称）中原区井田中ノ町共同住宅計画」の計画見直しを求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○「請願第 17 号 高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘間）に関する請願」

○「請願第 41 号 横浜市営地下鉄 3 号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）の早期着工と完成に関する請願」

《一括審査の理由》

いずれも横浜市営地下鉄 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）に関する内容であるため、2 件を一括して審査

《請願第 17 号の要旨》

横浜市営地下鉄 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、延伸ルートを川崎市総合都市交通計画において、宮前区経由とし、宮前区内に新駅の設置の検討を求めるもの。

《請願第 41 号の要旨》

横浜市営地下鉄 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、川崎市総合都市交通計画では、事業の取組時期が C ランクに位置付けられているが、市民の要望と掛け離れていることから、横浜市との協議を迅速に行い、早期に着手・着工・完成されることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

横浜市営地下鉄 3 号線延伸の位置付けについては、川崎市総合都市交通計画において平成 25 年 3 月に当初計画を策定したが、上位計画等との整合を図り、交通政

策を取り巻く様々な状況の変化に対応するため、平成３０年３月に中間見直しを行った。

横浜市営地下鉄３号線延伸の取組時期については、川崎市総合都市交通計画の見直し時点で横浜市の事業化判断が示されていない状況を踏まえ、当初計画に引き続き、平成２５年の計画策定から２０年内に着手を目指すＣ事業として位置付けている。

国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会において、平成２８年４月、概ね１５年後を念頭に、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」（交通政策審議会答申第１９８号）が答申され、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿と、それを実現する上で意義のあるプロジェクトが示されており、本市に係る路線については、横浜市営地下鉄３号線を含め、提案した路線全てが位置付けられた。なお、横浜市営地下鉄３号線の延伸については、平成１２年１月の運輸政策審議会第１８号答申に続き位置付けられている。

答申では、横浜市営地下鉄３号線の延伸計画は、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして位置付けられており、意義としては、横浜市北部や川崎市北部と横浜市中心部とのアクセス利便性の向上が挙げられている。課題としては、横浜市と川崎市にまたがる路線であるため、事業化に向けて両市が協調して、費用負担の在り方や事業主体等を含めた事業計画について合意形成を進めるべきとされている。

横浜市営地下鉄３号線の取組状況については、平成２９年２月に、横浜市長が横浜市の会平成２９年第１回定例会において、平成３０年度末までの事業化判断を表明したことから、現在、両市で連携した取組を行っている。

現在の取組状況について、横浜市では、都市整備局において、関係機関との調整や関連する交通基盤等に関する検討を、交通局において、３号線延伸の事業候補者として、鉄道事業者の視点でルートなどの基本計画や施工性などのハード面や、需要の見通しや事業採算性などのソフト面について検討を行っているところである。また、本市では、横浜市と連携しながら、本市にとってメリットの大きい計画となるよう、駅や路線に関する評価項目やまちづくりの効果など、３号線のルートについて様々な観点で検討を進めているところである。

請願に対する本市の見解と対応として、初めに、請願第１７号については、横浜市営地下鉄３号線の延伸は、事業の採算性を確保した上で、両市にとって整備効果の高い路線となるよう、横浜市が平成３０年度末までの事業化判断に向けて総合的に検討を進めているところであり、本市としては、横浜市が進めているこれらの調査検討を踏まえ、ルートや駅位置などについて、あざみ野から新百合ヶ丘までの麻生区や宮前区のエリアを対象として、本市にとってメリットの大きい計画となるよう様々な観点から検討を進めているところである。

次に、請願第４１号については、横浜市による事業化判断の状況を踏まえ、今後のスケジュールや川崎市総合都市交通計画における取組時期の位置付けについて適切に対応していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

*** 3号線延伸計画における横浜市との協議の頻度について**

横浜市長が平成30年度末までの事業化判断を表明していることもあり、事務レベルでの協議は頻繁に行っており、今後とも綿密に打ち合わせ等を行い、お互いの意見を適切に把握できるよう取り組んでいきたいと考えている。

*** 3号線延伸における事業実施の可否について**

今年度末までに示される横浜市の事業化判断により、事業実施の有無とともに事業の方向性が示される予定であると考えている。事業化が決定した場合には、開業の目標年次のスケジュール等も含めた具体的な内容について、市民への周知を図るとともに、意見の把握に努めていきたいと考えている。

*** 横浜市が実施した、事業化を判断するための調査について**

平成28年3月のまちづくり委員会における請願第17号の審査の時点で、横浜市では、まちづくりへの影響の基礎的な調査を継続しているところであった。この調査を基に、現在、本市と横浜市が連携し、3号線延伸の事業化に向けて、事業採算性や施工性を含めた様々な観点から検討を進めている状況である。

*** 本市の取組が本格化した時期について**

平成29年2月に、横浜市が平成30年度末までに事業化判断すると表明したことから、これを受けて本市の本格的な動きが始まったと認識している。

*** 本市が実施した基礎調査の内容及び調査に基づく横浜市との協議について**

横浜市都市整備局と連携して、平成29年6月から7月に、約1,000万円の予算で、人口動態等の基礎調査を実施した。この基礎調査を踏まえ、横浜市と意見交換をし、鉄道事業の実現可能性、事業採算性等について、協議を進めていきたいと考えている。なお、事業者である横浜市交通局からは、鉄道事業者の視点で路線全体を検討するとの話を伺っている。

*** 横浜市との協議の場における市民からの要望や請願の提出状況等の取扱いについて**

横浜市に対しては、あざみ野から新百合ヶ丘までの走行ルートや新駅設置等について、本市の市民からの要望や請願の提出があったことを伝え、これを踏まえた協議をしている状況である。本市と横浜市の双方にとって効果の大きい計画となるよう検討を進めていきたいと考えている。

*** 横浜市が事業化判断した場合の本市からの具体的な提案の準備について**

3号線の延伸に向けて、これまでも横浜市と一緒に取り組んでおり、本市の意向も横浜市との協議の中で伝えていることから、横浜市による事業化判断には、本市の考えが概ね反映されたものになると考えている。

*** 3号線延伸による効果について**

あざみ野から新百合ヶ丘までを鉄道で結ぶことにより、速達性の向上と、周辺路線である東急田園都市線やJR南武線の混雑緩和に寄与するものと考えている。

*** 現在運行している横浜市営地下鉄ブルーラインの総延長距離及び駅と駅の間隔について**

横浜市営地下鉄 1 号線と 3 号線を直通運行するブルーラインの総延長距離は、約 40.4 キロメートルである。また、全 32 駅あることから、駅と駅の間隔については、1 キロメートルから 1.5 キロメートルに 1 駅ある計算になるが、横浜中心部の方が間隔が短く、郊外に行くほど長くなる傾向にある。

*** 3 号線延伸計画区間のあざみ野から新百合ヶ丘までの距離について**

この区間は直線で約 7 キロメートルであるが、鉄道を整備するに当たっては、カーブの基準等の条件をクリアした上で、走行ルートを決める必要がある。ルートについては、距離が長くなるほど事業採算性が厳しくなる傾向にあることを踏まえ、現在検討中である。

*** 宮前区を経由する走行ルートの検討について**

交通政策審議会において、あざみ野から新百合ヶ丘まで延伸することは決定しているが、すすき野付近等を通ることが考えられるものの、詳細な走行ルートは決定されておらず、麻生区や宮前区の対象エリアについて検討しているところである。

*** 交通政策審議会の考える速達性について**

交通政策審議会で議論されている速達性については、鉄道ができることによって、これまで利用していたバス等との比較において時間が短縮することであり、直進性に限定しているわけではないと考えている。

*** 3 号線延伸による自動車交通量の変化について**

3 号線が延伸することによって、バスと競合する地域では多少のバス運行本数への影響があるなど、全体の自動車交通量は減少する方向になると考えている。

*** 新駅が設置された場合の交通ネットワークの構築への取組について**

3 号線延伸の検討とあわせて、それを補完する地域交通の充実は非常に大事なことだと考えている。路線バスの充実、コミュニティ交通への取組など、よりきめ細やかな対応ができるよう地域交通の充実に向けて取り組んでいきたいと考えている。また、既存のバス運行等に影響が出ることが予想されるため、鉄道とバスを適切に連携させることで、影響が最小限になるよう検討を進めていきたいと考えている。

*** 3 号線延伸による新百合ヶ丘駅周辺、麻生区及び本市のメリットについて**

新百合ヶ丘駅周辺については、新たな鉄道ネットワークができることから、横浜方面へのアクセス性の向上と、新百合ヶ丘駅周辺のまちの魅力向上につながると考えている。麻生区全体については、小田急多摩線方面から横浜方面へのアクセスが向上することから、この沿線のまちの発展に寄与するものと考えている。これらのことから、本市全体の魅力向上につながるものだと考えている。

*** 新百合ヶ丘駅の利用者数の増加の推移について**

現在、新百合ヶ丘駅の利用者は、毎年約 1,000 人増加している状況である。

*** 3 号線延伸に係る市民への情報提供について**

事業化判断以降の市民への説明・周知については、市全域に対して説明し、また、該当するエリアについてはよりきめ細やかに対応していく必要があると考えている。新駅の設置や走行ルートの決定等の具体的な検討項目については、その検討内容や判断に至った経過等を丁寧に説明し、本市の考えていたルート等の計画についても併せて説明していきたいと考えている。

*** 平成31年度に行うことが考えられる市民への説明に関する予算措置について**

平成30年度末に予定されている横浜市の事業化判断以降に、どのように市民に対して説明を行うかを検討し、必要な場合には適切な予算の確保を行っていききたいと考えている。

*** 事業化判断がされた後の川崎市総合都市交通計画における3号線の位置付けについて**

平成30年度末までに示される横浜市の事業化判断において、今後事業化が見込まれることになった場合には、今後のスケジュールも示されるものと考えており、川崎市総合交通計画における位置付けについては、今後検討していきたいと考えている。

*** 川崎市都市計画マスタープラン麻生区構想の改定及びパブリックコメントの実施について**

川崎市都市計画マスタープランについては、平成30年度末の改定を目指している。3号線延伸の事業化判断は、平成30年度末までに示されるとされていることから、これを反映するのは難しいと考えているが、公表される時期により見直せるところがあれば見直していきたいと考えている。また、パブリックコメントについては、平成30年夏頃の実施を予定している。

《意見》

*** 3号線の事業は、言うまでもなく、横浜市の事業ではあるが、新百合ヶ丘駅までの延伸で市内を通過することになり、本市としても相当の費用負担が想定されることから、協議の場の設定や本市の要望を踏まえた取組になるよう積極的に取り組んでほしい。**

*** 鉄道ネットワークの構築とこれを補完する地域交通の充実は大切であることから、横浜市の事業化の発表にあわせて、本市の考えを示す場合には、市民からの要望を踏まえたものにしてほしい。**

*** 3号線が延伸した際の東急田園都市線やJR南武線の混雑緩和については、適切な分析をしてほしい。**

*** 新百合ヶ丘駅周辺の利用が増える中、週末を中心に交通渋滞が起きていることから、安全面の観点からも改善に向けて検討してほしい。**

*** 聖マリアンナ医科大学病院への交通手段があまりないことから、この周辺を通る走行ルートの検討をしてほしい。**

*** 市民への情報提供について、走行ルートの検討に当たり、効率的・効果的で用地買収が少なく済むところが検討されていると思うが、事業化判断がされた時に市民が全く知らないことのないよう、丁寧な対応をしてほしい。**

*** 事業化された場合のメリットについて、交通渋滞の緩和、速達性等を数字で比較**

できるよう指標として示してほしい。

《取り扱い》

- ・川崎縦貫鉄道計画が廃止となったが、交通利便性の改善が図られるよう、3号線延伸に当たっては、市民にとって最も利便性の高いものとするべく、研究を重ねていかなければいけない。また、市長や所管局がしっかりとしたスタンスで横浜市に臨まなければならないことから、趣旨採択すべきである。
- ・本市北部地域における交通利便性の改善に向けて、新たな駅が設置されるだけでなく、その駅を起点とした交通網の整備をすることは、請願の趣旨に沿うものと考えするため、趣旨採択すべきである。
- ・宮前区民にとっても利便性が高くなる場所への新駅設置の検討と、事業主体が横浜市であり事業化判断がこれからされる状況ではあるが、早期着工を求めることは請願の趣旨に沿うものと考えするため、趣旨採択すべきである。
- ・宮前区民にとっても3号線の新駅を利用しやすいものとするのと、聖マリアンナ医科大学病院の交通広場の活用等に取り組むことは、請願の趣旨に沿うものと考えするため、趣旨採択すべきである。
- ・3号線の延伸は、地域の方の希望でもあり、宮前区としては利便性が高まることから、請願の趣旨に沿うものと考えするため、趣旨採択すべきである。
- ・宮前区内に新駅を設置することについて、調査・検討をしているという状況であり、請願の趣旨も検討を求めているものであることから、趣旨採択すべきである。

《請願第17号の審査結果》

全会一致趣旨採択

《請願第41号の審査結果》

全会一致趣旨採択

○「請願第39号 川崎市公共施設利用予約システムの利用者登録における証明書類の改善と施設利用向上に関する請願」

《請願の要旨》

軟式野球場の団体利用に関する事項を含む川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）に関する改善及び宮前区に軟式野球場の新設を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

ふれあいネットの利用者登録については、個人登録、団体登録、野球場専用団体登録の3つの種別がある。個人登録は、市内在住・在勤・在学で申請する市内登録と、それ以外の市外登録があり、市内登録のみが抽選の申込みが可能である。野球場専用団体登録は、市内登録となっている個人登録9名以上で1チームとし、チーム単位で野球場の抽選に申し込むことができる。チームの作成は、チームの代表者がシステムで登録を行う。

ふれあいネットの利用者登録の申請については、利用者登録申請書を施設の窓口に提出し、本人確認等の書類の審査を実施した上で利用者カードを交付している。市内在勤者が申請する場合は、社員証や在勤証明書の提示を求めている。なお、ふれあいネットで用意している在勤証明書の様式は、勤務先に様式がない場合等に見

本として提供しているものであり、様式と同等の項目の記載があれば、会社が発行する在勤証明書等の提示で申請を認めている。

ふれあいネットで用意している在勤証明書については、在勤と在学の証明を兼ねた様式となっており、民間企業・周辺自治体の在勤証明書と比較しても、記載項目に不足はなく、他都市や近隣の企業等が発行する在勤証明書に比べ同等以上となっているものと考えている。

請願項目に対する本市の考え方として、「勤務実態が補完できる在勤証明書に変更すること」については、就労証明書の記載項目に倣って勤務日数や雇用形態等の項目を在勤証明書の様式に追加した場合、窓口で申請を受ける場合に勤務実態の有無を判断する必要があるが、多様な就労形態や雇用形態が存在する現状で一律に在勤者の基準を設定することは困難であると考えている。また、ふれあいネットの在勤証明書の様式を変更した場合、整合性確保のために、企業等が発行する証明書も同様の変更が必要となると思われるが、企業等が発行する社員証や在勤証明書の様式を変更することは現実的に難しいものと考えている。

「ふれあいネットで用意した様式で申請されている利用者登録カードを失効させること」については、ふれあいネットの様式と、企業等が発行した在勤証明書の項目に大きな差異がないことから、ふれあいネットの様式で申請された登録だけを失効させることは合理性に欠けるため、対象となる市民から理解を得ることは難しいと考えている。

「多摩川河川敷の施設と駐車場をセットにして予約できるようにすること」については、多摩川河川敷には、野球場を始め、パークボール場、バーベキュー場等17の有料施設を設置しており、これらの施設に対応できるよう、宇奈根駐車場、瀬田駐車場、丸子橋駐車場及び上平間駐車場の4つの駐車場を設置している。

多摩川河川敷駐車場については、駐車場の開場時間は、4月1日から10月末までは5時30分から18時30分まで、11月1日から3月末までは5時30分から16時30分までとなっている。駐車可能台数は、宇奈根駐車場で120台、瀬田駐車場で225台、丸子橋駐車場で303台、上平間駐車場で186台の合計で834台である。

請願項目に対する本市の考え方として、河川敷の駐車場は、野球場、サッカー場、多目的広場等の施設利用者以外にも、マラソンコース、多摩川緑地の散策など様々な利用が考えられることから、有料施設の利用者のみに貸し出すことは、公平性の観点から大変難しいものと考えている。

「有料施設の承認の取消しに伴い使用料を返還できる期日の見直し」については、川崎市都市公園条例施行規則では、利用予定日の3日前までに利用の承認の取消しの申出があれば、有料施設の利用料の返還ができるものとしている。

予約の取扱いについては、平成30年4月から河川敷の野球場の予約申込み可能日を、利用日の2日前から当日までに変更したところである。また、利用の承認の取消しについては、使用料の返還期日を利用予定日の3日前と設定しているが、各自治体と比較しても大きく異なるものではない。

野球場における承認の取消しの総数については、平成29年4月から平成30年

3月までに抽選申込みがあったコマ数6,692件に対し、利用者都合により取り消され、利用されなかったコマ数は800件となっており、その割合である未利用率は約12%となっている。このうち、承認の取消しの期日である利用日の3日前から10日前までの各日の承認の取消し状況を調べたところ、利用日3日前の承認の取消し件数が最も多かった。なお、前回調査した平成27年8月から平成28年7月までの未利用率は約40.3%だった。

請願項目に対する本市の考え方として、有料施設の利用料の返還ができる期日を現行の3日前から前倒しすることについては、抽選で利用の予約が取れた方に対し、天候等の不安定な判断要素もある中で、使用するか否かの最終判断を早期に求めることに配慮するとともに、野球場のほか、テニスコートやサッカー場など全ての公園内の有料施設について総合的に検討する必要がある。

また、見直しに当たっては、施設利用者の利便性の向上を図るため、引続き利用実態や利用者の声を把握し、利用者のニーズに合った施設利用に向けて、見直しが可能な点について検討していきたいと考えている。

「宮前区に野球場を新設すること」については、現在、公園内に整備している一般用の軟式野球場は、川崎区に5か所、幸区に1か所、中原区に5か所、高津区に6か所、多摩区に1か所、麻生区に1か所の計19か所ある。

このうち、河川敷以外の市街地に整備されているもので一番規模が小さいものは、多摩スポーツセンターの球場で、面積は約6,400平方メートルとなっている。川崎市都市公園条例により当該公園の敷地に対する運動施設の割合が100分の50を超えてはならないとしていることから、野球場を整備するに当たっては1万2,800平方メートル以上の面積が必要であり、この条件を満たす公園は、生田緑地、西長沢公園、宮崎第4公園、鷺沼公園及び宮崎第1公園である。

請願項目に対する本市の考え方として、生田緑地は整備目的上、野球場の整備は困難である。西長沢公園については、神奈川県内広域水道企業団からの借地で、地下には水道施設が設置されていることから、バックネット等を整備することができない状況である。宮崎第4公園と宮崎第1公園については、既に少年野球場が整備されていることから、新たな野球場の整備は困難である。鷺沼公園については、全体が2段になっており、このうち大きい広場も面積が4,000平方メートルにも満たないことから、野球場の整備は困難な状況である。

これらのことから、今ある宮前区内の公園内に軟式野球場を新設すること、また、新たに1万2,800平方メートル以上の公園を整備することも現在の土地活用の状況から困難であると考えている。

「二子球場か北見方球場を宮前区の野球場として暫定的に使用すること」については、現在、野球場を予約する場合に、居住区による優先予約や利用制限を設けていないため、特定の野球場を宮前区の野球場として使用することは困難と考えている。

公園内の野球場における諸課題については、現地に直接出向いて使用状況を確認し、また、利用者への聴取等も引続き実施することで、適正な施設管理に努めたいと考えている。また、川崎野球協会等の利用団体と引き続き意見交換等の機

会を設け、施設の利便性向上に向けて取り組んでいきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 請願第 29 号の趣旨採択を受けて改善したことについて

「請願第 29 号 川崎市公共施設である軟式野球場を安全に利用できる施設改善及び利用向上に関する請願」が、平成 29 年 1 月のまちづくり委員会で趣旨採択されたが、その後の取組としては、平成 29 年 3 月に池上新田球場の整備を行い、グラウンドの改善を図った。また、多摩川河川敷駐車場の開場時間を 30 分早めて 5 時 30 分からとし、さらに、瀬田駐車場では平成 29 年 4 月に 60 台分の駐車場を増設して供用を開始した。

* 請願第 29 号の趣旨採択を受けて提出者と協議した主な内容について

請願提出者である川崎野球協会とは、平成 29 年の 3 月、5 月、8 月、9 月及び 11 月の計 5 回にわたって意見交換をし、在勤証明書、使用料返還期日の見直し、多摩川河川敷駐車場の弾力的な運用について協議を行った。

* ふれあいネットの登録方法及び個人による複数登録の可否について

ふれあいネットの利用者登録については、申請書を記入し、運転免許証等の本人確認書類を持参して、各区道路公園センターや各区役所で手続をする必要がある。そのため、1 人で複数の登録は行えないものと考えている。また、市外在住者で市内在勤・在学として申請する場合には、勤務先や通学先の所在地が川崎市内であることを証明する社員証や在勤証明書等の書類を提示する必要がある。

* ふれあいネットの有効期間及び更新手続について

ふれあいネットの利用登録者は、登録した日から 3 年間有効であり、3 年ごとに更新手続が必要である。更新の際も申請時と同様に、運転免許証等での本人確認を行っている。なお、更新手続をしない場合は、ふれあいネットでの申請はできなくなる。

* 公共施設の予約方法に関する他都市の事例研究について

近隣他都市の予約方法等の研究を行ったところ、各市とも市独自の状況に応じた対応を行っており、本市の場合は、河川敷に野球場が集中しているという特徴があるため、現地の利用状況を踏まえて利便性の向上を図っていききたいと考えている。

* 平成 29 年 4 月のふれあいネットシステム変更後の実態調査について

昨年 5 月末の休日に、建設緑政局と中原区役所で実態調査を実施した。この調査において、利用登録のないチーム同士の練習が行われていたため、現地で注意を促した。また、ふれあいネット上では、予約の譲渡禁止に関する注意喚起を行った。なお、これ以降の調査については、昨年 10 月の台風で一部河川敷の施設が使えない状況があったことから実施していない。

* ふれあいネットの登録における会社ごとの申請数について

ふれあいネットの利用者登録については、申請窓口が各区道路公園センターや各区役所など複数あることから、一つの会社の社員がどれだけ申請したかを把握することは、申請の時点では難しいと考えている。

*** ふれあいネットにおいて虚偽の登録をした場合の違法性及び他団体への譲渡を行った場合の対応について**

在勤証明書等を偽造し、虚偽の申請を行った場合は、私文書偽造に該当し法律に抵触することになると考えている。また、利用予約したものを譲渡した場合については、施設管理者は、都市公園条例等により現地の使用を禁止することができる。

*** ふれあいネットの登録において、窓口での対面方式による申請方法の導入について**

申請手続を対面方式に変更することで、抜本的な不正対策となる可能性はあるが、各区道路公園センターや各区役所の体制整備の見直し、行政コストの増大、利用者の利便性の低下等も考えられることから、申請方法の見直しについては総合的に勘案し、今後検討していきたいと考えている。

*** 野球場専用団体の登録方法と一人の登録者が複数の団体に登録することの可否について**

野球場専用団体登録については、初めに、個人登録をした代表者が、野球チームの登録を行いチーム番号の取得をする。次に、個人登録をした各メンバーが、チーム番号を基にメンバー登録をする。ふれあいネットのシステム上、同時に複数のチームに登録することができないことから、仮にソフトボールと野球のチームに所属している方がいても、ふれあいネットで登録できるのはどちらか1つのチームだけである。なお、昨年4月にふれあいネットシステムの更新を行い、メンバー全員の個人登録が必要となった。

*** 野球場専用団体登録において、1つの団体が複数予約することについて**

ふれあいネットでは、1チームで1つの利用者登録しかできないため、チームによる野球場の独占は事実上不可能である。しかしながら、複数のチームが集まって活動する団体や協会においては、ふれあいネットにおいて団体等の概念がないため、1つの団体に複数チームが存在する場合は、チーム数に応じて利用申請を行うことができる。

*** 野球場と駐車場をセットで予約できるようにすることについて**

多摩川河川敷は、野球場等の施設利用者以外にも公園を散策する方など様々な方が利用することから、野球場の利用者のみを優先して駐車場の使用を認めることは、公平性の観点から困難であると考えている。

*** 日曜日等の特定日において、野球場を予約した団体に駐車場の割当てを行うことについて**

野球場利用者のために駐車場の一部を確保することは、一般の利用者に対して、空車の状況で満車と案内することになるため、現時点では検討していない。これまで、駐車場の増設で対応してきたことから、今後は利用状況の推移を見守っていききたいと考えているが、利用団体等からの要望もあるため、更なる改善策を検討していきたい。

*** 多摩川河川敷の各駐車場の満車状況について**

平成29年度の瀬田駐車場については、満車になったことはないが、他の駐

車場については、満車になった日が数日間あったと報告を受けている。なお、駐車可能台数が入れ替わりを含めて一日の駐車台数を上回った日数は、宇奈根駐車が 28 日、瀬田駐車が 21 日、丸子橋駐車が 25 日となっている。上平間駐車場は平成 30 年 4 月に増設したことから集計していない。

*** 宇奈根駐車場等の今後の駐車場の増設について**

河川敷の駐車場については、スペースが限られていることから、現場の状況と利用状況を見ながら、利用者の利便性の向上を図っていきたいと考えている。これまで、瀬田駐車場では昨年度に 60 台、上平間駐車場では昨年度に 146 台、これらを含めた 4 か所で合計 834 台を増設してきた。なお、宇奈根駐車場においては、現状の河川敷のスペース等を考えると、増設が困難であると考えているため、今後については、利用者の推移を見守っていきたいと考えている。

*** 西長沢公園に野球場を整備することについて**

西長沢公園は、神奈川県内広域水道企業団から土地を借り上げ設置しており、現在は少年野球や少年サッカーの利用がされているが、地下に水道施設が設置されていることから、上部にバックネット等の設備を整備することは耐荷重等の問題から困難であると同っている。野球場整備の可能性については、水道企業団への確認は行っていないため、今後、水道企業団や上下水道局等の関係機関に対して、要望等について情報共有を図っていきたいと考えている。

*** 菅生緑地に野球場を整備することについて**

菅生緑地は、緩衝緑地として整備した緑地であり、都市公園として開設しているが、一部用地買収が残っているため公園整備が完了しておらず、多くの市民から要望を受けている駐車場の整備もできていない状況がある。このため、まずは公園としての機能確保に取り組む必要があると考えているが、今後公園整備を行っていく中で、野球場整備の可能性についても検討したいと考えている。

*** 国・県有地、遊休土地等を活用した野球場の整備について**

今後、大きな土地利用の転換があれば、野球場整備の可能性について、関係局と連携して検討していきたいと考えている。

*** 野球場の整備におけるフェンスの高さ等の基準について**

社会人用の軟式野球場については、フェンスの高さの規定がないため、現地の状況を加味して安全性等から判断する必要があると考えている。なお、野球場の面積については、公益財団法人日本体育施設協会の屋外体育施設の建設指針の中で、一般の野球場で 1 万 500 平方メートル以上、学童用の軟式野球場で 6,000 平方メートル以上との目安が示されている。本市の場合は、多摩スポーツセンターにある野球場が 6,400 平方メートルで一番小さいことから、この大きさが安全性を確保して利用できる最低基準と考えている。

*** 野球場の未利用率が約 40.3% から約 12% に改善されたことに対する見解について**

昨年 4 月に野球場専用団体登録について、個人登録を条件とした影響から、

団体登録件数が、平成27年度の2,187件から、平成30年3月の543件に減少しており、登録数の減少が未利用率の改善の一つだと考えている。なお、昨年度は、10月の台風の影響で一部河川敷の施設が利用できなかったことから、特異な状況であり、登録方法の変更が未利用率の改善につながったとは言い切れない面がある。いずれにしても、利用者都合で取り消されて使用されなかった件数や利用日3日前の取消し件数は、サッカー場と比べても依然と多く、野球場特有の問題と考えているため、取消し時期の前倒し等も含めて検討していきたい。

*** 雨天時の取消し方法及び利用休止の判断について**

ふれあいネットの登録施設を利用した場合、料金は利用した翌月に利用者に請求しているが、雨等により施設管理上使えず、各施設の管理者である各区道路公園センターが利用休止と判断した場合は、利用料金の請求はしていない。

*** 北見方第1・第2球場における特定の団体による独占的な利用実態について**

北見方第1・第2球場の利用については、ふれあいネットで予約ができ、幾つかの特定の団体が練習や試合をしているとの報告を受けている。予約に当たっては、不正操作が行われているといった事実は確認できておらず、また、本市が優先的に予約や提供をしているといった事実もない。しかしながら、不正利用がされているとの声があることから、実態調査を行い、予約申込者と施設利用者が一致しないことが判明した場合には、現地指導等を行っていきたいと考えている。

*** 今後実施予定の実態調査について**

現地の利用状況を把握するためにもモニタリング調査は必要だと考えており、河川敷にある野球場を管轄する各区道路公園センター等と調整しながら、数回に分けて行いたいと考えている。

《意見》

*** 野球場の整備が難しいと思われる場所でも、バックネットの高さを工夫する等の整備に向けた検討をしてほしい。**メジャーリーグにおいても様々な形の野球場があることから、形状、面積に捉われ過ぎずに柔軟な考え方で取り組んでほしい。また、野球場の整備が難しい場合でも、練習のみで使用するできないか併せて検討してほしい。

*** 今後大規模な土地利用の転換がある場合には、野球場の整備も含めて検討してほしい。**また、等々力水処理センターの上部が開放されて使用できるようになった場合には野球場の整備を含めて検討してほしい。

*** 西長沢公園については、今後耐震工事を行う場合には野球場の整備につながる可能性があることから、市として積極的に関与してほしい。**また、西長沢公園にある駐車場の整備については、駐車料金を負担してもらうことになるが、コインパーキングを導入するなどして、駐車場の増設、利用時間の延長等の更なる利便性の向上に取り組んでほしい。

*** 河川敷の利用者が増えている中、市民の健康、スポーツ推進の観点からも、利便性の向上を図り、更なる駐車場の増設に向けて取り組んでほしい。**

- * 野球場利用の承認取消しについては、3日前で563件あると報告を受けたが、前日及び2日前に取り消された件数も分析し、改善に向けた判断材料としてほしい。
- * ふれあいネットシステムの不正利用対策のため、市はこれまで在勤証明書を求める等の取組をしてきたが、一部の利用者による不正利用との懸念が生じている状況が続いていることから、実態把握に向けた調査をしてほしい。また、野球場の利用者登録については、予約者にはがき代程度の金銭的な負担を掛けることで、不正予約の抑制につながると思われることから、他都市を参考に検討してほしい。

《取り扱い》

- ・ 不正利用防止に向けて、実態調査を行い、不正利用の事実があれば取り締まりを行わなければならないことから、市の活動を後押しする意味でも議会としても強い意思表示をする必要があると考えるため、採択すべきである。
- ・ 昨年に続き同趣旨の請願が提出され、本日の審査においても具体的な改善に向けての提案をしていることから、今後改善に向けて取り組まれることは、請願の趣旨に沿うものとするため、採択すべきである。
- ・ ふれあいネット全体の改善に関する内容の請願であるため様子を見る必要もあるが、公平に施設を使用できることは重要である。また、度重なる請願の提出は、非常に重く受け止める必要があり、こうした点も勘案し、採択すべきである。
- ・ 野球場は、ふれあいネットにおいて他の施設と違った特殊性があることは理解したが、請願の趣旨は理解できるものであり、昨年に続き議論してきたことから、前向きに検討する必要があると考えるため、採択すべきである。
- ・ 実態調査や野球場整備について、積極的に取り組む必要があると考えるため、採択すべきである。
- ・ ふれあいネットの利用者登録における在勤証明書や、予約取消可能期間については、調査・検討が足りないところもあるが、前向きに検討する必要があると考えるため、採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択